

道路空間再配分事例

本章では、道路空間再配分により自転車通行空間を整備した事例について、国総研が各道路管理者へヒアリング調査を行った結果を取りまとめたものです。

整備箇所の基本情報や、検討経緯、合意形成のプロセス等、下記の構成で掲載しています。

また、次頁以降に掲載事例の一覧表（表-3）と、検討体制の一覧表（表-4）を掲載しています。

なお、掲載されている内容は、調査時点のものであり、最新の状況と異なる場合があります。また、掲載資料は各道路管理者から提供を受けたものであるため、平仄が揃っていない箇所があります。

01. 鉄道アンダーパス部において車線数を4車線から2車線に変更して一方通行自転車道を整備した事例



①整備後の写真

整備箇所の基礎情報	
ネットワーク計画の位置づけ	川崎市自転車活用推進計画において、補助路線として位置づけ（整備時点では、ネットワーク計画等は未決定）
整備内容（整備形態）	自転車道
整備内容（道路空間再配分）	4車線⇒2車線
整備内容（その他）	車道用防護柵等
供用時期	平成25年度
自転車通行空間の幅員	加幅11.5m標準 自転車道幅員 約1.5m～3.0m
供用区分	1車線
種別区分	一方通行
制約事項	一方通行/双方通行
自転車交通量	（整備前） 11,711台/12時間 （整備後） 10,595台/12時間
自動車交通量	（整備前） 3,944台/12時間 （整備後） 3,452台/12時間
歩行者交通量	（整備前） （整備後）

②基礎情報

検討経緯や背景等

検討経緯・背景

- 東田川崎府中線の鉄道アンダーパス部において、歩道の自転車走行に起因する歩行者との接触やルールを無視した車道走行等が相次いだことから、安全確保に向けた対策が求められたため、平成20年度から自転車の走行ルールの呼びかけなど管理活動を中心とした対策を実施した。平成22年5月には、交通管理者や関係者からなる安全対策検討会を設置し、歩行者・自転車の異なる安全確保に向けた取組みを進めてきたなかで、平成24年に自転車利用者同士の事故が発生したことから、更なる安全対策に向けた検討として、自転車道の整備を実施した。
- 現地の交通状況を踏まえると、根本的な安全対策には、歩行者、自転車、自動車を空間的に分離しなければならない状況であった。しかし、自転車の走行空間を確保するには、現地の構造がすり鉢状で見通しが悪く、下勾配で歩行者が歩かず、また、道路幅員が固定されているなどの状況を踏まえて、車線数を変更できる種別としたため、社会実験を通して安全性や周辺交通への影響を確認した上で、一方通行自転車道の整備を実施した。

③空間再配分の検討経緯・背景等

技術的な工夫

- 特に構造的な工夫やコスト削減のための工夫点
- 自転車道が歩道に接続される箇所があり、自転車の歩道走行、自転車と歩行者の接触、及び一方通行自転車道への歩道入りが懸念されたため、自転車出入口部において、護柵を設置し歩道側へ警備員を配置することにより、自転車道への誘導・進捗防止対策を実施した。
- 鉄道アンダーパス部は構造がすり鉢状で見通しが悪く、下勾配で歩行者が歩かず、また、歩道と車道の高低差、道路幅員等を踏まえ、自転車の通行空間を確保するため、車線数を調整して一方通行自転車道を確保した。
- 幅員が狭いため一方通行自転車道として運用した。

整備効果

- 一方通行自転車道の供用開始により、歩道及び車道を走行していた自転車が自転車道へ集約し、自転車利用者約80%が自転車道を利用するなど、歩行者、自転車、自動車の安全性が向上した。（平成25年11月に自転車利用状況や周辺交通量等調査を実施）

合意形成プロセス

④空間再配分の合意形成プロセス

検討体制

- 交通管理者や関係者からなる安全対策検討会を設置し、京急川崎駅周辺地区のまちづくりと整合を図りながら、安全対策を検討した。

供用に至るまでの大きなプロセス

- 平成20年11月 自転車通行をめぐる事故が発生
- 平成20～22年 注意喚起対策及びルール・マナー啓発を実施
- 平成22年5月 安全対策検討会を設置
- 平成24年5月 自転車利用者同士の事故が発生
- 平成24年11月 自転車道の設置のため、社会実験を実施
- 平成25年3月 工事着手
- 平成25年10月 供用
- 車線数の変更及び一方通行自転車道の安全性についての検証するため、交通管理者と連携し、社会実験を実施した。周辺自動車道への影響を確認するため、社会実験後の交差点交通量及び交差点歩車歩、歩車歩の調査を実施した。
- 社会実験の結果を踏まえ、平成25年1月に京急川崎駅周辺地区において、一方通行自転車道の「見通しが悪いことや自転車道認定の懸念」の周知・啓

関係機関との調整内容や調整の方法

- 関係機関には、事故防止対策の看板
- 信号遵守を啓発する看板

地元との調整内容や調整の方法

- 供用開始時には、事故防止への掲載などをとり、広範囲への周知や調整方法

整備後に残った課題や新たに発生した課題とその対応状況

- 一部の自転車利用者において、自転車道終点周辺における走行マナーが守られていない状況が見られることから、関係局や交通管理者と連携を図りながら、自転車利用者に対するルール・マナーの啓発活動を実施している。

設置箇所



⑤位置図



⑥整備前後の写真

平面図



表-3 事例集掲載事例の一覧

整備後		路線	管理者		再配分内容	幅員構成 (mm)
一方通行 自転車道	01	県道川崎府中線	川崎市	整備前	4車線	歩道 2500+側溝 500 + 車道 3000×4 + 側溝 500+歩道 2500
				整備後	2車線+路肩+一方通行自転車道	歩道 2500+側溝 500+自転車道 2000+路肩 500+車道 3000×2+路肩 500+自転車道 2000+側溝 500+歩道 2500
	02	市道豆田町線	名古屋市	整備前	6車線+路肩幅員	路肩 750+車道 3250×6+中央帯 1500+路肩 250 + 歩道 3400
				整備後	4車線+路肩幅員+一方通行自転車道	自転車道 2100+路肩 1400+車道 3250×4+中央帯 1500+路肩 1400+自転車道 2100+歩道 3400
	03	国道 58 号	北部国道事務所	整備前	歩道・植栽帯幅員	歩道 3000 + 植栽帯 2500+路肩 750+車道 3500×4+中央帯 2000+路肩 750+植栽帯 2500 + 歩道 3000
				整備後	歩道・植栽帯幅員+一方通行自転車道	歩道 2000+自転車道 2000+植栽帯 1500+路肩 750+車道 3500×4+中央帯 2000+路肩 750+植栽帯 1500+自転車道 2000+歩道 2000
双方向通行 自転車道	04	国道 50 号	常陸河川国道事務所	整備前	歩道・植栽帯幅員	植栽帯 2450+歩道 2550 + 植栽帯 2500+路肩 1500+車道 3500×4+中央帯 2000+路肩 1500+植栽帯 2500 + 歩道 2550+植栽帯 2450
				整備後	歩道・植栽帯幅員+双方向通行自転車道	歩道 2500+自転車道 2500+植栽帯 2500+路肩 1500+車道 3500×4+中央帯 2000+路肩 1500+植栽帯 2500+自転車道 2500+歩道 2500
	05	国道 9 号	山口河川国道事務所	整備前	歩道・植栽帯・路肩幅員	歩道 6000+植栽帯 5300 + 路肩 500+車道 (3250×4+付加車線 3000) + 中央帯 1000+導流帯 1200+路肩 500 + 歩道 3500
				整備後	歩道・植栽帯・路肩幅員+双方向通行自転車道	歩道 3500+植栽帯 1000+自転車道 2500+路肩 750+車道 (3250×4+付加車線 3000) + 中央帯 1000 + 路肩 750+自転車道 3500+植栽帯 1500+歩道 3500
	06	平和大通り	広島市	整備前	歩道・植栽帯幅員	緑地帯 20000+歩道 4500+ 植栽帯 2000+路肩 1500+車道 3000×5+路肩 1500+植栽帯 2000 + 歩道 4500+緑地帯 20000
				整備後	歩道・植栽帯幅員+双方向通行自転車道	緑地帯 20000+歩道 2000+自転車道 2000 + 路肩 1500+車道 3000×5+路肩 1500+植栽帯 2000+自転車道 2000+歩道 2000+緑地帯 20000
	07	国道 2 号	福山河川国道事務所	整備前	歩道幅員	歩道 4000 + 植栽帯 1500+路肩 500+車道 3000×4+中央帯 500+路肩 500+植栽帯 1500 + 歩道 4000
				整備後	歩道幅員+双方向通行自転車道	歩道 2000+自転車道 2000+植栽帯 1500+路肩 500+車道 3000×4+中央帯 500+路肩 500+植栽帯 1500+自転車道 2000+歩道 2000
08	新松戸けやき通り	松戸市	整備前	歩道・路肩幅員	歩道 3400 + 路肩 2000+車道 3000×2+中央帯 600+路肩 2000 + 歩道 3400	
			整備後	歩道・路肩幅員+双方向通行自転車道	歩道 2700+自転車道 2000+路肩 500+車道 3000×2+中央帯 600+路肩 500+自転車道 2000+歩道 2700	
自転車専用 通行帯 + 駐停車枠	09	国道 1 号	東京国道事務所	整備前	8車線+車道幅員	歩道 3250+路肩 500 + 車道 (3250×6+2500×2) + 中央帯 3000 + 路肩 500+歩道 3250
				整備後	6車線+車道幅員 +自転車専用通行帯+駐停車枠	歩道 3250+路肩 500+自転車専用通行帯 1500+導流帯 1750+車道 3000×6 + 中央帯 3000+導流帯 1750+自転車専用通行帯 1500+路肩 500+歩道 3250
	10	国道 19 号	名古屋国道事務所	整備前	10車線	歩道 5500+植栽帯 1600+路肩 500 + 車道 (3250×8+3000×2) + 中央帯 3500 + 路肩 500+植栽帯 1700+歩道 5500
				整備後	8車線+自転車専用通行帯+駐停車枠	歩道 5500+植栽帯 1600+路肩 500+自転車専用通行帯 3250+車道 (3250×6+3000×2) + 中央帯 3500+自転車専用通行帯 3250+路肩 500+植栽帯 1700+歩道 5500
自転車専用 通行帯	11	市道弦月若水線	名古屋市	整備前	路肩・車道幅員	歩道 1800+植栽帯 1200+路肩 1000 + 車道 3500×2 + 路肩 1000+植栽帯 1200+歩道 1800
				整備後	路肩・車道幅員+自転車専用通行帯	歩道 1800+植栽帯 1200+路肩 500 + 自転車専用通行帯 1000+車道 3000×2+自転車専用通行帯 1000+路肩 500+植栽帯 1200+歩道 1800
	12	船堀街道	東京都	整備前	4車線+歩道・車道幅員	歩道 2800+植栽帯 1200 + 車道 3000×4 + 植栽帯 1200+歩道 2800
				整備後	2車線+歩道・車道幅員 +路肩+自転車専用通行帯	歩道 3300+植栽帯 1200+路肩 500+自転車専用通行帯 1500+車道 3500×2+自転車専用通行帯 1500+路肩 500+植栽帯 1200+歩道 3300

表-4 掲載事例の検討体制

整備形態	路線名	会議体メンバー					その他調整先			
		警察	道路管理者	学識者	道路利用者	その他	警察	自治体	道路利用者	その他
一方通行自転車道	01 県道川崎府中 (川崎市)	県警 警察署	—	—	—	庁内関係局	—	庁内 関係局	地域住民	—
	02 市道豆田町線 (名古屋市)	—	—	—	—	—	県警 警察署	名古屋市 交通局 スポーツ 市民局	町内会 近隣高校	—
	03 国道58号 (北部国道事務所)	警察署	沖縄県 名護市	大学理事長 (経済学)	サイクリング 協会	—	—	—	—	地域住民
双方向通行自転車道	04 国道50号 (常陸河川国道事務所)	県警	茨城県 水戸市	大学教授 (交通工学)	—	—	—	—	町内会 近隣高校 近隣商業施設	—
	05 国道9号 (山口河川国道事務所)	警察署	山口県 下関	—	—	—	—	—	自治会長 連合会長 障害者団体	ボランティア サポート団体
	06 平和大通り (広島市)	県警	広島国道 事務所	大学教授 (交通工学)	自転車活用推進法人 自転車協同組合 バス協会 広島市立高校 校長会	鉄道事業者 商店街 観光ホテル旅館組合 地球温暖化 対策地域協議会	県警	—	地域住民	—
	07 国道2号 (福山河川国道事務所)	警察署	広島県 福山市	大学教授 (交通工学)	教育委員会 高校PTA 車椅子福祉協会	新聞社 商工会議所	県警	広島県 福山市	町内会長 近隣学校 障害者団体	VSP 団体
	08 新松戸けやき通り (松戸市)	—	—	—	—	—	県警 警察署	—	地域住民	鉄道事業者
	09 国道1号 (東京国道事務所)	警視庁 警察署	東京都	大学教授 (交通工学)	—	—	警視庁 警察署	港区	町内会 自治会	—
	10 国道19号 (名古屋国道事務所)	警察署	名古屋市	大学教授 (交通工学)	小学校 小学校PTA 学区連絡協議会	商店街連盟 NPO 法人	—	—	地域住民	—
自転車専用通行帯+駐停車枠	11 市道弦月若水線 (名古屋市)	—	—	—	—	—	県警 警察署	—	町内会 地域代表者	—
	12 船堀街道 (東京都)	警察署	江戸川区	—	小学校 小学校PTA	—	警視庁	—	自治会 地域住民 バス事業者	—